

## 長野平青学園同窓会会則

(名称)

第1条 この会は長野平青学園（以下「学園」という。）同窓会（以下「会」という。）と称し、事務局は学園内に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、学園の後援を目的とする。（事業）

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会の総会の開催
- (2) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第4条 この会は次の者で組織する。

- (1) 正会員 学園の卒業生  
学園に在学した者で入会を希望する者
- (2) 特別会員 学園の教職員  
学園に在職したもので入会を希望する者

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長 若干名、会計1名、監事2名、幹事\_\_\_\_\_及び  
顧問 若干名、相談役 若干名、なお、学校長及び学園事務局長は顧問とする。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次による。

- (1) 役員は、学校長の委嘱による。
- (2) 会長・副会長・会計は役員相互で定める。
- (3) 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- (4) 第5条に記された者のほかの顧問は、役員会で決定する。
- (5) 前会長は退任後、相談役に就任する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

なお、補欠によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

3 監事は、会計監査を行なう。

(会議)

第8条 この会に次の機関を置く。

(総会・臨時総会)

- (1) 総会・臨時総会は必要に応じて開催する。

(役員会)

(2) 役員会は会長・副会長・会計、監事、幹事及び顧問で構成し年1回開催する。

役員会において議する事項は次の通りとする

- ① 事業報告及び事業計画の承認
- ② 決算の承認及び予算の決定
- ③ 会則の改正
- ④ 役員を選出
- ⑤その他の重要事項

(会議の運営)

第9条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

2 会議の招集は、少なくとも期日より1週間前に日時・場所を示さなければならない。

3 会議の議長は、会長をもって議長とする。

4 会議の議事録は、会長の指名する役員2名により署名・捺印の上、長野平青学園事務局に保管する。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費及び寄付金・その他の収入をもって充てる。

(会費)

第11条 この会の正会員の会費は5,000円(終身会費)とし、卒業年度の補助活動費とともに徴収する。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は平成 20年 5月 24日から施行する。

この会則は平成 22年 5月 22日から施行する。

この会則は令和 3年 8月 2日から施行する。